Money Forward, Inc.

# 最終更新日:2022年2月22日 株式会社マネーフォワード

代表取締役社長CEO 辻 庸介

https://corp.moneyforward.com/

問合せ先:法務知的財産本部 03-6453-9160(代表)

証券コード:3994

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1.基本的な考え方

当社グループは、事業環境が刻一刻と変化するIT業界において企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4.政策保有株式】

政策保有株式に関する方針及び保有適否に関する検証内容

当社は、当社の事業戦略、発行会社等との関係などを総合的に勘案し、提携関係の維持・強化を目的として株式を保有することがありますが、検 証の結果、保有意義や合理性の認められないものについては、適宜株価や市場動向を見て売却します。

政策保有株式は、業務上の提携関係等の維持・強化を通じ当社の企業価値向上に資すると判断する場合に限り保有し続けることとし、取締役会は個別の政策保有株式について、事業機会の創出や関係強化といった観点から、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年検証します。

政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、個別の政策保有株式に係る議決権行使について、当社の保有方針に適合及び発行会社の企業価値の向上に資するものであることを総 合的に勘案して実施します。

## 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

利益相反取引及び競業取引については、取締役会での決議を要し、当該決議においては特別の利害関係を有する取締役は、当該決議に参加できないこととしております。また、関連当事者取引については、当社役員を含む稟議において、事業上の必要性、取引の合理性及び取引条件の妥当性等について、事前に確認を行っております。特に重要と考えられる取引については、当社取締役会において、十分に審議したうえで意思決定を行っております。

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】

当社は、すべての人のお金の課題を解決し、チャレンジできる社会づくりを目指しております。

サステナビリティへの取組みとしては、2021年2月に、当社が目指す社会を実現し、持続的に企業価値を向上させるため、「User Forward」「Society Forward」「Talent Forward」を3つの重点テーマとして設定しました。3つの重点テーマは、ユーザー、社会、社員といった利害関係者に対し、経営によって生じうるリスクを防止することはもとより、当社のサービスや事業活動を通して広く支援しすべての人がより前向きにチャレンジできる環境を目指すものです。

「User Forward」としては、ユーザーが抱えるお金の課題をテクノロジーとデザインの力で解決するサービスを提供します。また、安心してサービス をご利用いただくためにセキュリティへの投資を促進してまいります。

「Society Forward」は、多様なパートナーとの共創で社会全体のDXに貢献すること、社会への積極的な働きかけよってより良い社会システムの実 現を目指し活動すること、そして気候変動などの地球環境に対する影響に配慮した経営を実践することをゴールとしております。

「Talent Forward」は、メンバー(従業員)の人権保護、健康・労働環境の向上は当然として、メンバーの可能性を引き出す多様な成長機会を創出することを目指すものです。マネジメントによるメンバー育成へのコミットメント、さらには性別・国籍・年齢・学歴などに関係なく、多様な視点を受容する環境を作ることを目指します。

これらの取組を全社一体として推進していくため、サステナビリティ担当責任者として執行役員CoPA(Chief of Public Affairs)の瀧俊雄を任命し、2022年2月17日には、社外取締役や各事業部門の責任者を含めた定期的な議論を通じて、サステナビリティをさらに推進することを目的に、サステナビリティ委員会を設置しました。本委員会は、取締役会が選任した委員により構成され、代表取締役社長CEOが委員長を務め、必要に応じて事業部門の責任者や社外取締役の出席を要請することで、サステナビリティ施策の有効性及び実効性を担保します。

本委員会では、サステナビリティに関する事項を審議するとともに、サステナビリティ関連施策の遂行状況をモニタリングし、取締役会へ報告します。また、本委員会及び取締役会での審議を経て決定された各種施策については、本委員会事務局メンバーが、当社グループ内の関連コーポレート及び事業部門に任命するサステナビリティ担当者との連携や情報収集を通じて、全社における取組みを推進してまいります。

情報セキュリティ及び個人情報保護、第三者からの不正アクセス防止に関しては、執行役員の市川貴志をCISO(Chief Information Security Office r、最高情報セキュリティ責任者)に任命し、「情報セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)」、「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」その他社内規程を策定したうえ、これらに基づいた管理を徹底しております。また、CISOより代表取締役社長CEO及び取締役執行役員CTOへ毎月情報セキュリティ活動に関する報告を行い、その活動が内部監査によりモニタリングされるとともに、取締役会にも適宜報告がなされております。

#### 【補充原則2-4

当社は、Valueの1つである「Fairness」を徹底し、性別・国籍・宗教・年齢・学歴等で制限しない採用方針を掲げております。また、経営上も、当社の事業を支える人材を幅広〈採用してい〈ことは重要な課題です。 バックグラウンドに関わりな〈人材を惹きつけ、入社後も、こうしたバックグラウンドの違い、 育児や介護などのライフステージの変化も含めて、多様な状況下にある社員が働きやす〈働きがいのある職場環境づ〈りに取り組んでおります。

2021年2月にDiversity and Inclusionの担当責任者として取締役執行役員CTOである中出匠哉を任命し、People Forward本部、経営企画本部を中心としたプロジェクトチームを発足させ、取り組みを進めております。

当社グループの2021年11月30日時点の状況\*1は以下のとおりです。

- ·全社女性比率:33.2%
- ·管理職女性比率: 20.8%
- ·外国人比率:14.5%
- ·離職率:11.5%
- ·育休取得率\*2:女性100% 男性 50%
- \*1 育休取得率を除き、グループ全体における比率
- \*2 育休取得率は、産休の開始、子の出生祝い申請に基づいて集計した2020年4月から2021年3月に子が生まれた当社に在籍する正社員のうち、育休を取得した人数に基づいて算出

今後も女性及び外国人の管理職への登用に積極的に取組み、現状よりも増加させていきたいと考えております。

社内の多様性の確保、インクルーシブな環境づくりのために実施している施策の例としては以下のとおりです。

- ・経営メンバーを対象とする無意識バイアス研修、無意識バイアステストの実施
- ·非日本語話者の社員が言語の壁を越えて活躍できるための環境整備(語学研修、会議等における通訳者の同席、各種社内資料の英訳、日本人社員に対する英語研修の実施等)
- ・女性の社員の働きやすさ・働きがいを向上するため読書会や座談会の実施、育休復帰者や女性マネージャーによる情報発信
- · 育児や介護などのライフステージにある社員にとって、よりインクルーシブな職場環境を作るための制度の充実。(産休·育休制度に加え、2021年12月よりフレックス就業を時短勤務者にも拡大。あわせて、子の看護休暇を中学校就学の始期に達するまでの子を養育、介護休暇対象者を要支援状態又は要介護状態にある対象家族の介護その他の世話にまで拡大。)
- ・同性婚、事実婚に対するお祝い金制度

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

### 【原則3-1.情報開示の充実】

( )会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というMissionの下、「すべての人の、「お金のブラットフォーム」になる。」というVisionを掲げ、ブラットフォームサービス事業を展開しております。

当社のMissionの追求並びにVisionを達成するために、法人向けサービスを提供するMoney Forward Businessドメイン、個人向けサービスを提供 するMoney Forward Homeドメイン、金融機関のお客様向けにサービス開発を行うMoney Forward Xドメイン、新たな金融ソリューションの開発を行 うMoney Forward Financeドメインの4つのドメインにおいて、事業を運営してまいりました。

当社は、創業以来、常にユーザーと向き合い、ユーザーの課題解決を目指すイノベーティブなサービスづくりに取り組んでまいりました。また、社会に約束する行動指針として、以下の「User Focus」、「Technology Driven」、「Fairness」の3つを掲げております。

User Focus

私たちは、いかなる制約があったとしても、常にユーザーを見つめ続け、本質的な課題を理解し、ユーザーの想像を超えたソリューションを提供します。

Technology Driven

私たちは、デクノロジーこそが世界を大き〈変えることができると信じています。テクノロジーを追求し、それをサービスとして社会へ提供していくことで、イノベーションを起こし続けます。

Fairness

私たちは、ユーザー、社員、株主、社会などのすべてのステークホルダーに対してフェアであること、オープンであることを誓います。

上記の行動指針でも示しているとおり、当社グループは、「ユーザー中心主義」に基づき、テクノロジーによって世の中の非効率を解消するとともに、優れたユーザー体験を提供することで、お金や経営に関する自律的な意思決定を支援し、ユーザーの人生や経営を少しでも前向きに進めるために貢献することを目指しております。

( )コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針上記「1.基本的な考え方」をご参照ください。

( )取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

後記「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート·ガバナンス体制の状況」「1.機関構成·組織運営等に係る 事項」【取締役報酬関係】をご参照ください。

( )取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役会は、代表取締役及び業務を執行する取締役(以下、本項において「経営陣」といいます。)の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う に当たり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、経営陣及び取締役・監査役としてふさわしい多様な経験、高い 見識、高度な専門性等を有する人物を国内外、グループ内外から選任・指名する方針としております。

・当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占め、取締役の指名等について、より公正・透明に審議する方針としております。

·経営陣の選任については、重要執行任務でのパフォーマンスの評価等を独立社外取締役及び独立社外監査役の出席する取締役会において共有·審議の上、選任する手続としております。

( )取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任·指名についての説明取締役の選任理由は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

- ·定時株主総会招集通知:https://corp.moneyforward.com/ir/stock/
- ·有価証券報告書: https://corp.moneyforward.com/ir/library/securities/

### 【補充原則3-1 】

サステナビリティについて

当社のサステナビリティについての取り組みの詳細は、当社ホームページ(https://corp.moneyforward.com/sustainability/)をご覧ください。

#### 人的資源について

当社にとって、ユーザーにとって常に使いやすく品質の高いソフトウェアを作るエンジニアやデザイナー、これを広く販売していくためのセールス、マーケティング人材、そして拡大する事業を支える広報、法務、人事などバックオフィスすべての部門において優秀なメンバーを採用し、採用後も、社員にとって働きやすく、働きがいのある環境を提供することが重要な事業課題であると認識しております。

このため、上記【補充原則2-4 】の女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保のための各種施策を実施することに加え、採用の強化、採用後の研修等を行っております。

実施している施策の例は以下のとおりです。

### 採用の強化

- ・採用担当者の増加
- ・採用と事業部門の連携強化
- ・通年における中途・新卒採用
- ·社員紹介プログラム(GOEN制度)の導入
- ・メンバーによる発信の強化
- ·Uターン、Iターン転職支援
- ・非日本語話者のエンジニアの積極採用

#### 採用後の研修等

- ·従業員発意の異動希望を実現するための社内公募制度「MF チャレンジシステム」
- ・従業員満足度調査とキャリア希望をヒアリングするアンケート「MF グループサーベイ」の実施
- ·希望者とのキャリア相談の場「キャリア面談」
- ·新規事業の提案機会
- ·リーダー育成のための「Leadership Forward Program」の開催
- ・経営会議における次世代リーダー育成ディスカッション

### 知的財産について

当社は、グループ全体の事業の継続、発展のため、知的財産を特許権、商標権、意匠権、著作権などの知的財産権に限られない、技術、データ、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等を含むものと捉え、事業部門、研究・開発・デザイン部門、知財戦略部門が三位一体となって知財戦略を推進し、当社のMission/Vision/Valueの実現を目指しております。

当社は、グループ各社とも情報の共有や連携を行い、共に課題解決に取り組むことで、効果的な知的財産の創出や活用を推進し、グループ全体の知的財産活動の向上に努めております。

こうした知的財産に関する取り組みを通じて、当社グループとしての創造性を発揮し、ステークホルダーに対する新たな価値の提供及び社会課題 の解決に努めております。

詳細は、 当社ホームページ(https://corp.moneyforward.com/aboutus/governance/intellectual-property/)をご覧ください。

### 【補充原則4-1】

取締役会は、法令、定款及び社内規程(取締役会規程、職務権限規程等)に基づき、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務 執行の監督を行っております。法令、定款及び社内規程において定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行 うため、業務執行に係る権限の多くを代表取締役及び執行役員に委任しております。

## 【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

取締役10名中6名が独立社外取締役であり、取締役の過半数を独立社外取締役が占めております。

2022年2月21日には、経営の監視監督の視点から、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う社外役員(社外取締役及び社外監査役)が連携し、定期的に意見交換をすることにより、執行部門に対するモニタリングの向上を図るとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することを目的として、取締役会の決議により社外役員協議会を設置しました。社外役員協議会は、社外取締役及び社外監査役全員をもって構成し、原則として3か月に1回開催します。また、協議会終了後、社外役員協議会の議長が代表取締役社長に対して、協議会における議論の要旨や執行部門に対する提言等を伝達します。

## 【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的として、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当該基準に従って社外取締役を選任しております。
なお、社外取締役の独立性基準については、当社ホームページ(https://corp.moneyforward.com/aboutus/governance/system/)をご参照くださ

なお、社外取締役の独立性基準については、当社ホームページ(https://corp.moneyforward.com/aboutus/governance/system/)をご参照ください。

## 【補充原則4-11 】

取締役会の監督機能の強化のため、取締役の過半数を社外取締役(全取締役10名中6名が社外取締役)としております。また、経営の意思決定機関として取締役会が責務を果たすために、各部門に精通した業務執行取締役を選任しているほか、社外取締役が独立した立場から適切な意見・指摘をもとに監督機能を果たしております。社外取締役の個々の任命においては、多様なバックグラウンド・専門知識・経験等を有する人材を選任しており、他社での経営経験を有する独立社外取締役を5名選任しているほか、女性の独立社外取締役を2名選任するなど多様性の確保に努めております。選任に際しては、知識・知識、人物本位等の観点での選任を基本としており、ジェンダー、国籍等の条件・制約は一切設けておらず、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めております。取締役の選任に関する方針と手続については、上記【原則3-1、情報開示の充実】()をご参照ください。

また、当社の監査役3名はすべて社外監査役であり、その役割を果たす上で必要な知識・経験・能力を有する者が選任されており、企業経営経験者、弁護士、金融機関での業務経験や企業経営を通じて財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。今後も、適切な能力及び財務・会計・法務に関する専門知識を有する者を選任できるよう努めてまいります。

当社は、取締役及び監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、本報告書最終頁に記載しております。

### 【補充原則4-11 】

当社は、各取締役・監査役の主要な兼任状況を、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において、毎年開示しております。なお、いずれの 兼任についても、当社の役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認しております。

- ·定時株主総会招集通知:https://corp.moneyforward.com/ir/stock/
- ·有価証券報告書:https://corp.moneyforward.com/ir/library/securities/

#### 【補充原則4-11】

#### 評価プロセス

当社は、外部機関に委託して、全取締役及び監査役を対象に、以下の項目(24設問)について取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、全員より回答を得ました。

取締役会の運営・情報提供、 取締役会の構成と運営、 取締役会による戦略の監督・確認、 リスク管理、 企業倫理と業績のモニタリング 、 経営陣の評価・報酬、 機関投資家との対話

### 評価結果の概要

·前期に引き続き、全項目の評価の平均値は高く、取締役会の実効性が概ね確保されているとの評価を受けました。取締役と監査役、社内役員と 社外役員の評価の乖離も全体的に低く、大きな偏りもありませんでした。

・特に評価が高い項目は、経営陣の評価・報酬に関する項目であり、「指名・報酬委員会において、CEOを始めとした経営陣の業務執行の適切性を評価し、その評価に基づき、CEO・経営陣の選解任の判断や適切なインセンティブとなるような報酬が決定されていること」や「取締役に求める役割が明確化されており、指名・報酬委員会において、その役割を実現していくために必要な取締役の資質、スキルマトリクスを踏まえた取締役を選任するための議論が行われていること」等が評価されました。また、取締役会の構成に関する項目について、「知識・能力・経験・多様性(ジェンダー・国際性・職歴・年齢を含む。)などの面から多様性が確保されたメンバーで構成されていること」や「個々の事業部門にとっての『部分最適』の視点ではなく、全社レベルでの『全体最適』の視点からの議論が行われていること」等が評価されました。

・他方、役員トレーニングに関する項目については相対的に評価が低く、サステナビリティを巡る課題への対応を通じた企業価値向上に関する項目については、「企業価値の観点からの情報開示の強化を含めて経営サイドで実効的に取り組んでいる」という評価もある一方で、「取締役会では執行に対して議論、アドバイスをする時間も限定されるため、取締役の専門性に関連した戦略議論については、個別に社外取締役をうまく巻き込む機会を増加させるとよい」といった課題も挙げられました。また、非財務情報の適切な提供に関する項目については、「ESGなどの非財務情報の開示は、株主・投資家との対話を通じて、毎年アップデートしていくべき。」といった意見が出されました。

### 今後の取組み

比較的評価の低かった役員トレーニングについては、2022年2月の定時株主総会で選任された新任取締役に対して、取締役及び事業責任者による当社グループの現況及び課題等を説明する取り組みを開始しており、新任役員以外に対するトレーニングの在り方や進め方について今後議論を行ってまいります。また、非財務情報の適切な提供については、昨年7月に統合報告書を開示しており、今後も随時当社ホームページでの情報開示を進めてまいります。なお、上記【原則2-3.社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】に記載のとおり、2022年2月17日には、代表取締役社長CEOを委員長とし、社外取締役や各事業部門の責任者を含めた定期的な議論を通じて、サステナビリティをさらに推進することを目的に、サステナビリティ委員会を設置しました。

·統合報告書:https://corp.moneyforward.com/ir/library/integration/

### 【補充原則4-14 】

当社は、取締役が各人に期待される役割・責務を適切に果たすべく、各人の判断で必要な知識を習得することを基本としておりますが、個々の取締役・監査役の求めに応じてトレーニングの機会の提供や斡旋を行っております。なお、知識の習得やトレーニングに関して費用が生じる場合は、その支援を行うこととしております。

また、新任の社内・社外役員に対して期待する役割について伝えるとともに、社外役員に対しては、当社の事業・財務・組織・認識している課題等について説明しております。

## 【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は適時かつ公正な情報開示に努めており、株主・投資家と建設的な対話を促進するために以下の方針を定めております。

### (i)株主との建設的な対話の実現を担う経営陣

当社では、CFO管掌の下、IRを推進しております。また、代表取締役による決算説明や機関投資家との対話も行っております。

## (ii)対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策

経営企画本部が決算説明会の運営、株主・投資家との対話を支援しており、そのための各事業部門並びに経理、法務、人事等のバックオフィス部門との連携機能を有しております。

### (iii)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み

国内外のカンファレンスへの参加、毎四半期の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けに説明会の開催、決算説明会書き起こし資料並びに質疑応答要約の当社ホームページへの掲載等、情報提供の充実に取り組んでおります。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念等の経営陣幹部や取締役会への適切・効果的なフィードバックの方策

株主・投資家との対話内容はIR関係者間で記録・管理され、四半期毎にIR活動並びに投資家フィードバックを取締役や経営陣幹部へ報告しております。

### (v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、インサイダー情報管理及び取扱いに関する規程を定めたうえで、役職員に対して入社時及び年1回インサイダー取引規制(情報管理を 含みます。)に関する研修・理解度テストを行っております。また、沈黙期間を定め、当該期間中の決算・業績見通しに関する質問への回答やコメ ントを差し控えております。

## 2.資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

# 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辻 庸介	7,008,355	13.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,595,618	8.61
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,564,228	6.68
市川 貴志	2,354,005	4.41
MSIP CLIENT SECURITIES	2,040,200	3.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,015,000	3.78
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	1,815,647	3.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,494,200	2.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,237,148	2.32
株式会社静岡銀行	1,188,240	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

# 補足説明 更新

- ・2022年1月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同所有者が2022年1月14日現在で2,695,280株(5.05%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年11月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- ・2021年11月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者が2021年10月29日現在で2,373,072株(4.46%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年11月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- ・2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者が2021年8月31日現在で4,701,862株(8.83%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年11月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- ・2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、エフエムアールエルエルシーが2021年8月31日現在で2,6 29,600株(4.94%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年11月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	11 月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数 <mark>更新</mark>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
5. その他コーポレート·ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はございません。

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <mark>更新</mark>	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	6 名

# 会社との関係(1) 更新

氏名 属性 会社との									)			
W <del>a</del>	<b>月</b> 1年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
田中 正明	他の会社の出身者											
倉林 陽	他の会社の出身者											
岡島 悦子	他の会社の出身者											
上田 亮子	他の会社の出身者											
安武 弘晃	他の会社の出身者											
宮澤 弦	他の会社の出身者											

## 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 正明		田中正明氏は、当社の主要な借入先の1 つである株式会社三菱UFJ銀行に業務執 行者として勤務していました。当社は、同 行から1,615百万円(2021年11月末現在) の借入金がありますが、同氏は同行を退 職しており、当社の意思決定に影響を与 えるものではございません。	長年にわたり株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの経営に携わり、グローバルな金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
倉林 陽			国内外の新規事業へ豊富な投資経験を有し、またSaaS分野の投資の第一人者としてSaaS企業に関する幅広い知見を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
岡島 悦子		岡島悦子氏が代表を務める株式会社プロノバと業務委託契約を締結し、同社に対してコンサルティング業務を委託しておりますが、2021年11月期におけるその金額は1,000万円未満であり、当社の意思決定に影響を与えるものではございません。	人材開発、組織マネジメント等のプロフェッショナルとしての豊富な経験・知識と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
上田 亮子			コーポレートガバナンスのプロフェッショナルとしての豊富な経験・知識と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
安武 弘晃		安武弘晃氏は、楽天グループ株式会社に業務執行者として勤務していました。当社は同社との間で広告宣伝費用の支払い等の取引関係がありますが、同社の売上高に占める当社取引額の割合は僅少であり、かつ、同氏は同社を退職していることから、当社の意思決定に影響を与えるものではございません。また、同氏がCSOを務めるJunify Corporationとの間で過去に顧問契約を締結し、同社に対して技術等に関する助言等を委任しておりましたが、同社の売上高に占める当社取引額の割合は僅少であり、かつ、契約終了後2年以上経過していることから、当社の意思決定に影響を与えるものではございません。	
宮澤 弦		宮澤弦氏は、ヤフー株式会社の取締役常務執行役員であり、当社は同社との間で広告宣伝費用の支払い等の取引関係がありますが、同社の売上高に占める当社取引額の割合は僅少であり、当社の意思決定に影響を与えるものではございません。	当社グループが事業展開するインターネット関連市場について、豊富な経験・知識と幅広い見識を有しているほか、自ら会社を創業し、ヤフー株式会社でも執行役員や取締役など務めるなど、インターネット企業の経営経験も豊富な経営者であることから、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員( 名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	4	0	1	3	3 0		社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取 締役

## 補足説明

取締役の指名、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、2019年6月14日に取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。

指名・報酬委員会の詳細は、後述の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

## 【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的に意見交換等を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を 行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

# 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )														
<b>元</b> 有	周生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m		
上田 洋三	他の会社の出身者															
田中 克幸	弁護士															
瓜生 英敏	他の会社の出身者															

### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 洋三			豊富な経営管理の知識や経験等があり、その知識・経験に基づき、経営全般の監督及び適正な監査をいただくため、引き続き社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
田中 克幸			20年以上の企業法務経験に基づく豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
瓜生 英敏		瓜生英敏氏は、株式会社ビザスクの取締役グローバルCSOであり、当社は同社の提供するサービスを利用していますが、同社の売上高に占める当社取引額の割合は僅少であり、当社の意思決定に影響を与えるものではございません。	米系大手投資銀行であるゴールドマン・サックス証券株式会社にて、国内外のM&Aアドバイザリー業務に多数携わり、グローバル企業における財務・会計に関する豊富な知見を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

9名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、取締役に対して株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。 取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会で審議を行い、その答申に基づいて 取締役会にて報酬構成・水準・総額上限等を決定しております。なお、取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ 、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。

取締役の報酬は、経営目標の達成と中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして機能させることを目的に、基本報酬・譲渡制限付株式報 酬で構成します。

個別の報酬額については、取締役会から一任された指名・報酬委員会において、取締役会で決議された報酬構成・水準・総額上限等を踏まえて、 役職に応じた取締役報酬テーブルを基準として、各取締役に求められる職責(代表取締役及び業務執行取締役については能力及び成果を含む。 )等を勘案し、決定しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役で構成し、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保するために、その過半数は社外取締役としております。

# 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、法務知的財産本部が窓口となり取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行っております。また、監査役職務補助使用人として、適正な知識、能力、経験を有する従業員を1名(内部監査室を兼務)配置し、監査役の職務遂行のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の法定機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、任意の指名・報酬委員会を設置しております。また、執行役員制度を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

### (ア)取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役6名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を1年としております。

### (イ)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### (ウ)会計監査人

・ 当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

### (工)指名·報酬委員会

当社は、取締役の指名、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役会の構成、取締役の個別指名、取締役の報酬構成・水準・総額上限等に関する原案等についての諮問に対する答申を行っております。なお、2021年11月期の委員は、代表取締役の辻、独立社外取締役の田中、岡島及び上田の4名で、委員長は辻が務めております。

### (オ)執行役員制度

当社では2014年10月から執行役員制度を導入しております。

これにより、経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能の分離をすることで、意思決定の迅速化及び業務執行の責任と権限の明確化を図っております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定を含む業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づ〈業務執行を迅速に行います。

2021年2月からは、監督機能と執行機能の分離をさらに明確化し、より機動的な業務執行を可能とするため、CxO制度を拡充いたしました。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しております。会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。また、社外取締役6名、社外監査役3名を選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。

当社が、本体制を採用している理由としましては、企業価値の継続向上と社会からの信用・信頼を得るため、企業経営に関する豊富な経験や知識を基に、外部からの客観的かつ中立性を確保した経営監視機能を備えた体制とすべきと考えているためであります。

# 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めており、直近2022年2月開催の定時株主総会においては、株主総会開催日の17日前に発送しております。 また、株主の方々へ早期に情報をご提供する観点から、2022年2月開催の定時株主総会においては、発送日の2日前に当社ホームページで招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が11月となっていることから、毎年2月に定時総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。また、多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会においてインターネットによる議決権の行使の方法を用意し、株主が議決権を行 使しやすい環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年2月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行 使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年2月開催の定時株主総会より、英文の招集通知(狭義の招集通知·参考書類)を作成し、東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ホームページに掲載しております。

# 2. IRに関する活動状況

	補足説明					
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページにディスクロージャーポリシーを掲載し、「情報開示の基準」「情報開示の方法」「インサイダー取引の未然防止」「沈黙期間」「社内体制の整備」について記載しております。詳細は当社ホームページ(https://corp.moneyforward.com/ir/disclosure/)をご覧ください。					
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、経営陣が業績や経営方針を説明しております。また、株主総会の中で事業に関する説明を行い、個人投資家の方との対話の場を設けております。	なし				
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	四半期毎の決算発表日に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。また、決算説明会のトランスクリプトの開示を行い、平等な情報開示に努めております。	あり				
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、海外投資家と電話会議・ビデオ会議を開催しております。また、オンラインカンファレンスにも参加し、海外投資家とのコミュニケーションに努めております。	あり				
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページに、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。詳細は当社ホームページ(https://corp.moneyforward.com/ir/library/)をご覧ください。					
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部を担当部署としております。					

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明					
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。					
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は創業以来、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションのもと、世の中からお金に関する課題や悩みをなくすことを目指しております。そのために、サービスや事業を通じてすべての人のお金の課題解決を目指す「User Forward」、より良い社会づくりに貢献する「Society Forward」、社員の可能性を最大限に引き出す「Talent Forward」の3つを、経営における重点テーマとして掲げ、サステナブルな社会の実現に取り組んでおります。具体的な取組み内容については、ホームページ上(https://corp.moneyforward.com/sustainability/)にて掲載しております。また、3つの重点テーマの詳細については、以下のホームページ上に掲載しております。User Forward(ユーザーの人生をもっと前へ。):https://corp.moneyforward.com/sustainability/userforward Society Forward(社会をもっと前へ。):https://corp.moneyforward.com/sustainability/societyforward Talent Forward(社員の可能性をもっと前へ。):https://corp.moneyforward.com/sustainability/talentforward					
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を 行う方針としております。					

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ミッション、ビジョン、バリュー、カルチャーを定め、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)に、これらの浸透を図る。
- ·CCO(最高コンプライアンス責任者)を任命し、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)におけるコンプライアンス活動を推進させる。
- ・当社グループに共通して適用されるコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを制定し、当社グループの役職員が法令やルールを守るだけではな〈、高い倫理観を持ちながら企業活動を行うための行動指針を定め、その実践を図る。
- ・当社グループの役職員が、コンプライアンスに関する正しい知識を習得し、日常業務におけるコンプライアンス実践に役立てるため、定期的な研修を行い、受講を徹底させる。
- ・代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を四半期に1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。
- ·当社に当社グループ共通の内部通報窓口を設置し、組織的又は個人的な関係法令、通達、定款、社内規程等及び社会一般の規範に違反する 行為等の相談・通報を受け、これらの早期発見と是正を図り、当社グループにおけるコンプライアンス経営の強化に努める。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。
- ・当社に内部監査部門を設置し、当社における経営上の内部統制の有効性、業務の効率性や有効性、法令遵守等について内部監査を行う。
- 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報(電磁的記録を含む。)を、文書管理規程その他の社内規程に基づいて、適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役が保存及び管理されている情報の閲覧を要請した場合、速やかにこれを閲覧できるように管理する。
- 3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ・リスクを的確に把握し、リスクの大きさ、発生可能性、発生した場合の影響度等に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
- ・情報セキュリティリスクについて、定期的にCISO(最高情報セキュリティ責任者)が代表取締役やCTO(最高技術責任者)などに情報セキュリティの運用状況の報告を行い、その有効性や妥当性について確認する。
- ・グループ危機管理基本規程に基づき、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築及び運営に努めるとともに、危機発生時は当該規程に基づき、迅速な対応を行うことで損害の拡大防止・被害の最小化を図る。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、活発な意見交換及び機動的な意思決定を行う。
- ·執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化及び業務執行の責任と権限の明確化を図る。
- ・取締役会規程、組織規程及び職務権限規程により、取締役、執行役員及び使用人の職務分掌と権限を定め、当該規程に基づいて個々の職務 執行を行う。
- 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社と各当社子会社(以下「グループ各社」という。)との間で経営管理契約を締結し、当社グループに影響を及ぼす重要事項について迅速な報告を求める。
- ·グループ各社に対して、取締役と監査役を派遣し、グループ各社の取締役会への出席を通じて、グループ各社の役職員の職務執行状況の確認 を行う。
- ・当社とグループ各社の関係各部署が連携し、両者間で情報共有を図るとともに、グループ各社の事業運営のサポートを行う。
- ・コンプライアンス関係規程(反社会的勢力対応規程、内部通報規程、内部統制規程など)は当社グループで共通のものとし、当該規程に基づき、 グループ各社においても当社と同等のコンプライアンス体制が構築、整備及び運用できるように努める。
- ・当社内部監査部門が、グループ各社に対して直接監査を実施し、又はグループ各社で実施した監査結果の共有を受け、その妥当性及び有効性 を確認する。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、専任又は兼任の 監査役を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を置く。

- 7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役スタッフの人事異動及び人事考課については、常勤監査役の意見を聴取した上、これを尊重して行う。
- ・監査役スタッフの懲戒については、監査役会の同意を得てこれを行う。
- 8. 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役からその職務の執行に当たり、監査役スタッフに対し指示があった場合、当該監査役スタッフは当該指示については監査役の指揮命令権 に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ·監査役スタッフが兼任の場合、当該兼務部署の上長及び取締役は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査役の要請に応じて協力を 行う。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役に対して、その職務の執行状況を取締役会等の重要な会議において定期的に報告するほか、必要に応じて随時かつ遅滞なく 報告する。
- ・当社グループの役職員が、監査役からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
- ・当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役に対し、直ちに報告する。
- ・当社グループの役職員から監査役に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置し、これを周知徹底する。

- 10.監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社グループに共通して適用されるグループ内部通報規程において、内部通報制度を利用し通報した通報者に対して報復行為をしてはならない 旨を規定し、当社グループの役職員に対して、当該規定内容を周知徹底する。
- 11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は証券の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

- 12. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は、監査役と原則年1回、経営方針、当社グループを取り巻〈重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行う。
- ・監査役は、定期的に会計監査人や内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行う。
- ・監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。
- ・常勤監査役は、コンプライアンス会議など当社の重要な会議に出席するとともに、定期的に当社CCO(最高コンプライアンス責任者)から当社グループのコンプライアンス体制の整備及び運用状況等について報告を受ける。
- ・内部監査室は、個別内部監査報告書及び内部監査統括報告書の内容を監査役会に報告する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を遮断しており、当社の把握する限り現時点において反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。 当社は「グループ反社会的勢力対応規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に関与すること及び利益の供与 について防止することを定めております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、弁護士・所轄警察・特殊暴力防止対策連合会・暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を図り、法的対抗手段も念頭に置いた毅然とした態度で対応を行っていく方針であります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

所管統括部門である法務知的財産本部では、反社会的勢力排除を目的とした法令・指針・ガイドライン・規範等の最新情報を継続的に確認するとともに、専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力排除の体制構築に努め、役職員への周知を図っています。また、反社会的勢力からの不当な要求等による被害防止や対応策の習得、情報収集等を行うため、不当要求防止責任者を選任し、所管警察へ届出を行っています。

新規取引を行う際には反社会的勢力に関する調査を行い、既存の取引先に対しても定期的に調査を行うほか、経営者及び出資者の変更が明らかになった場合についても調査を行っております。また、当社の株主・役員等・社員に対する反社会的勢力に関する調査については、それぞれ調査範囲を定め、同様の方法により定期的に行っています。

さらに、取引先との契約締結時には、反社会的勢力と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しています。

## その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

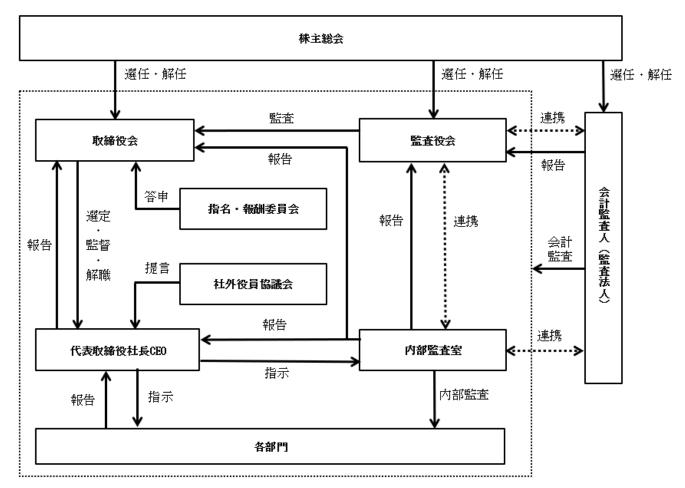
なし

該当項目に関する補足説明

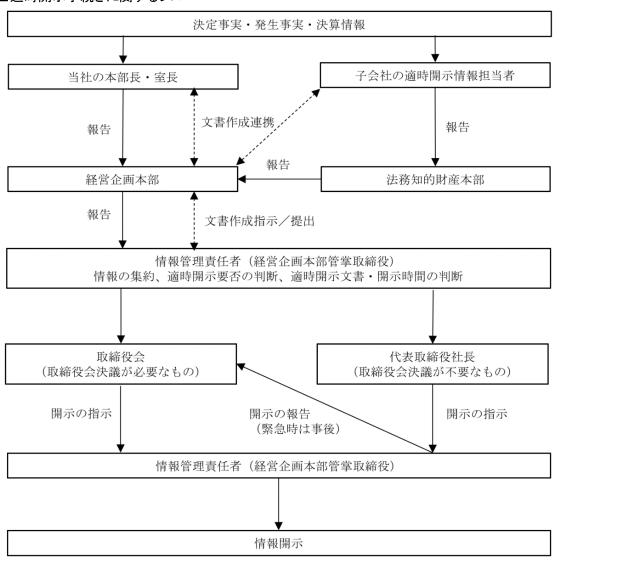
該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



## ■適時開示手続きに関するフロー



# ■スキル・マトリックス

		企業経営	クローハ ルヒ シネス	事業·業界理解 (SaaS·Fintech)	投資/M&A	財務/会計	テクノロシ゛ー	人材開発	法務/ コンプライアンス/ リスク管理	サステナt "リティ/ ESG
	辻 庸介	•		•	•			•		
	金坂 直哉	•		•	•	•				
	中出 匠哉	•					•	•		•
	竹田 正信	•		•	•			•		
取	田中 正明	•	•			•			•	
締役	倉林 陽	•	•	•	•					
	岡島 悦子	•		•				•		•
	上田 亮子		•			•			•	•
	安武 弘晃	•	•		•		•			
	宮澤 弦	•			•			•		•
臣士	上田 洋三	•		•		•			•	
監査役	田中 克幸				•	•			•	•
1文	瓜生 英敏	•	•		•	•				